

遠隔操作可能な配線器具の範囲拡大について

平成 28 年 3 月
製品安全課

IoT、人工知能、遠隔操作等の技術革新に伴いこれらの技術を利用した機器が普及しつつあり、家庭内の電気製品においても、スマートフォン等による遠隔操作を行うなどの社会的な需要も高まってきているところです。

今般、データセンター、サーバーなど情報通信インフラの整備促進が求められていることに加えて、公共・観光施設における無料公衆無線 LAN 環境の整備など IT 社会の実現に向けた取組が進められており、様々な場所に膨大な数のルーターが設置されています。こうした取組の推進に必要な情報通信機器は、省エネや保守管理の観点から配線器具を介して遠隔操作で電源を ON/OFF する需要があります。

一方で、現行の電気用品安全法の技術基準の運用では、配線器具の遠隔操作について、負荷機器が特定できる場合に限り認められており、エンドユーザーが負荷機器を自由に選択できる配線器具は、火災等のリスクを伴う機器がつながれるおそれがあり認められていませんでした。

こうした状況を踏まえ、米国や欧州における配線器具の遠隔操作における事故事例、規制動向及び配線器具の遠隔操作に伴うリスク低減策について検討^{※1}を実施した結果、我が国においても、負荷機器等のリスク低減については警告表示等^{※2}を付けることを条件として、負荷機器が自由に選択できる遠隔操作可能な配線器具を販売できることとしました。

※1 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605 商局第 3 号）別表第四 配線器具 1 共通の事項（2）構造ロ（ロ）b(a)～(i)で規定されている遠隔操作に関する要求事項に対する評価方法の検討がなされました。

※2 その他の要求事項に対する評価方法もごさいます、以下の報告書をご確認下さい。

詳細は「「解釈別表第四に係わる遠隔操作」に関する報告書の追加検討報告書」をご確認ください。

・電気用品調査委員会のウェブサイトにて公表されています。

http://www.eam-rc.jp/pdf/result/remote_control_4_2.pdf

消費者の皆様におかれましては、警告表示等の内容を十分に確認するなど、配線器具の遠隔操作に伴うリスクを十分に理解された上で、安全にご利用いただきますようお願いいたします。

○お問い合わせ先

経済産業省 製品安全課

E-mail:meti-psd@meti.go.jp 電話：03-3501-4707